

岩手県物価高騰対策支援金の支給申請の受付が 始まりました (申請期限令和4年11月30日)

岩手県では、新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少及び物価高騰等による費用増加に直面している中小企業者に対し、事業継続のための支援金を支給します。

申請先などについてお知らせします。

なお、本事業は、商工会では申請の受付を行っておりませんので、ご注意ください。

☆ お問合せ先

物価高騰対策支援金事務局

電話 019-626-3160

午前9時30分～午後4時30分

土・日・祝日、及び

12月29日～1月3日を除く

☆ 申請書類送付先【申請は郵送のみ受付】

〒020-0024

岩手県盛岡市菜園1丁目3-6

農林会館408号室

物価高騰対策支援金事務局

☆ 申請受付期間

令和4年8月8日～11月30日

※ 執行状況によっては、締切を前倒しする場合がありますので、お早めに申請をお願いします。

☆ 支給対象者の基本要件

※ 中小企業者であること

※ 県内に本店登記を行っている法人、又は県内を納税地とする個人事業者

※ 令和4年4月から9月までの期間のうち、いずれか1か月の売上が過去3年間の同月比で50%以上減少、またはいずれかの連続する3か月の売上の合計が過去3年間の同期比で30%以上減少していること

※ 上記に該当する期間における主な材料や仕入品等の中に前年同月の単価と比較して10%以上価格上昇しているものがあること

☆ 支援金の内容

◎ 原材料等支援金

基本要件に該当する期間において、主な材料や仕入品等に10%以上価格上昇が確認された単価と前年同月との単価の差額を算定し、その月の購入量に応じて毎月の上昇額を算出。最大5品目の上昇額を3か月分集計し、その集計額に応じて定額支給します。

上昇額の集計額	支給額
10万円以上50万円未満	5万円
50万円以上100万円未満	10万円
100万円以上150万円未満	15万円
150万円以上	20万円

※ 1事業者当たりの金額

※ 集計額が10万円未満の場合は対象外

◎ 家賃等支援金

基本要件に該当する期間における家賃等の額の1/4を上限の範囲内で支給します。

上限額は、1事業者当たり単月5万円(3か月で最大15万円)を支給します。

申請書の様式や記載例などは次のサイトからダウンロードできます。

<https://iwate-shien-r4.com/>

又は、「岩手県物価高騰対策支援金支給事業」で検索

商工会では申請書の作成をお手伝いしますので、必要な方はあらかじめお電話ください。